

「久山町こども計画」パブリックコメントとその対応について

○実施期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）

○実施方法

ホームページ及び福祉課窓口で公表。

意見は書面または電子申請システムにて提出。

○意見件数

7件（提出者3名）

| 計画案該当箇所 | | ご意見の趣旨 | ご意見の概要 | 意見に対する町の考え方 |
|---------|---|--------------|--|--|
| P62 | 【基本目標2】 こどもの健やかな成長への切れ目ない支援 (2)幼児教育・保育の充実と多様なニーズの対応 | 保育料の無償化について | 保育料の無償化を希望。隣接地域との格差を感じる。 | 現在、3歳から5歳までのこどもの保育料は無償化しております。一方で、0歳から2歳のこどもについては、保育園に通われていないご家庭も含めた子育て支援施策が必要であると考えております。保育料の無償化については現在のところ予定はございませんので、現計画案のとおりいたします。 |
| P62 | | 待機児童の問題について | 待機児童の問題とその対策、保育園の定員オーバーの問題について記載してほしい。 | 認可保育所を希望する方すべてが入所できていない現状があります。現状を踏まえ、計画には待機児童対策として、保育の受け皿確保をするために「保育所だけでなく、幼稚園と連携して保育の受け皿を確保していく」や「認可保育所の定員を増やすことを検討する」と記載しております。 |
| P62 | | プレ幼稚園の開設について | 週に数回、午前中だけのプレ幼稚園を開設することで、慣らし保育としての期間にもなるし、保護者のリフレッシュにもなるのではないかと。 | 計画案に記載のとおり、令和8年度から「こども誰でも通園制度」を実施予定です。この事業は、保育園に通っていない0～2歳のこどもたちに、集団生活の場に定期的に通う機会を提供するもので、今後その体制づくりを進めていきます。この取り組みがプレ幼稚園の役割を果たすと考えております。 |

| 計画案該当箇所 | | ご意見の趣旨 | ご意見の概要 | 意見に対する町の考え方 |
|---------|---|----------------------|--|--|
| P63 | 【基本目標2】 こどもの健やかな成長への切れ目ない支援 (3)こどもが安心して過ごし、学ぶことができる質の向上 | 小学校の自由選択化について | 校区を所在地で分けるのではなく、自分が行きたい学校を選べるようにしてほしい。 | 久山町では、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び第8条の規定に基づく「久山町立学校の通学区域に関する規則」により、通学区域が定められています。児童数のバランスを保つ必要もあるため、現行のまま小学校校区を維持する方針です。 |
| P64 | | 中学校の給食導入・給食費の無償化について | 中学校の給食導入を強く希望します。共働き家庭が多い中、食べ盛りのこどもに栄養のあるお弁当を作るのは非常に大変です。また、給食費の無償化を希望します。 | 給食に関しては、様々なご意見があり、現在、慎重に協議しております。現計画案のとおり検討してまいります。 |
| P70 | 【基本目標4】 こども・若者の生きることへの支援 (2)居場所づくり | 世代間交流の充実について | 久山の自然と高齢化を活かしての世代間の繋がりを作ったり、現役を引退された方々が講師となって農業体験を通して互いに親しみを持ってほしいと思います。こどもの犯罪防止や、活動の場を広げることで成長にも繋がるのではないかと思います。 | 今後こどもや地域の方が交流できる居場所づくりを推進し、活動する住民を町で支援する予定です。また、久山町総合グラウンド公園を、多世代が交流できる場所にリニューアル予定です。いただきましたご意見は計画を基にすすめていく事業内容に反映させてまいります。 |
| P75 | 【基本目標5】 子育てしやすい地域づくり (1)安心して子育てできる地域環境の充実 | 児童館について | 児童館がないことでの問題について記載してほしい。 | 児童館については、こどもたちが放課後や休日に安全に過ごせる場所としての役割があると認識しております。今回の計画では、新たな施設の建設ではなく、こどもたちが放課後や休日に安全に過ごせる場を充実させていく目的で、「地域アンビシャス活動の実施」と「居場所づくりの推進」について記載しております。 |